国際教育推進員の主な勤務条件

項　　目	内　　容
任用根拠	地方公務員法第 22 条の２第１項第１号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和７年４月１日から令和８年３月 31 日まで ※　任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、４回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 　なお、期間を定めた任用であり、令和８年４月１日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課 （新宿区西新宿２―８―１）
職務内容	国際教育関係事業の事務に関すること。 （英語等指導助手に関する事務、英語教材作成補助、報酬支給事務、国際交流に関する事務　等）
求められる資格・能力	（１）健康でかつ意欲をもって職務を遂行できること。 （２）ワード・エクセルを利用した文書作成、表作成等の業務が支障なくできること。 （３）職務上知り得た個人情報等の秘密を守れること（退職後を含む。）。 （４）英語によるコミュニケーションが可能であれば望ましい。 （５）給与・報酬支給事務の経験を有していると望ましい。 （６）災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること。
勤務日数	月 16 日（当月末までに翌月の勤務の割り振りを決定する。）
勤務時間	１日７時間 45 分 ９時００分から１７時４５分まで（常勤職員の例に準じて変更可） 所定勤務時間を超える勤務：有（業務の必要上やむを得ない場合）
休憩時間	12 時 00 分から 13 時 00 分まで
休暇	（有給） 　年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 　妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※　一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬	月額　201,600 円（改定される場合あり） （通勤手当相当額を別途支給）（上限 55,000 円/月） ※　原則として月の１日から末日までの期間分を当月の 15 日に口座振込により支給 ※　一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給
社会保険	地方公務員等共済組合法、介護保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれの保険に加入（一定の要件を満たす場合）

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。